

大 秋

28農振第第167号
28林整整第30号
国道総第26号
平成28年4月20日

岐阜県知事 殿

農林水産省農村振興局長



林 野 庁 長 官



国土交通省道路局長



地方創生道整備推進交付金交付要領について

今般、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条第1項の交付金について、別添のとおり、「地方創生道整備推進交付金交付要領」を策定したので、通知する。

なお、貴管内市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定による指定都市を除く。）に対して本交付要領を周知いただくようお願いする。



地方創生道整備推進交付金交付要領

平成28年4月20日
28農振第167号
28林整整第30号
国道総第26号

農林水産省農村振興局長
林野庁長官
国土交通省道路局長

第1 通則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく交付金のうち、法第5条第4項第1号ロ（1）に規定する事業に係る地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け、府地事第16内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第6（2）（1）に定める地方創生道整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け、28農振第150号・国道環安第8号。以下「要綱」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付先等

法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である市町村が、法第5条第16項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき林道の整備を行う場合、当該市町村を適正化法第2条第5項の間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を交付金の交付先とする。なお、この場合の認定地域再生計画は、当該都道府県及び当該市町村が共同して作成するものとする。

第3 交付申請

- 1 要綱第9の交付申請書の様式は、別紙1のとおりとする。認定地方公共団体は、林野庁、地方農政局又は地方整備局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄

県にあっては内閣府沖縄総合事務局（以下「地方支分局等」という。）に、同交付申請書に必要な書類を添えて提出するものとする。

- 2 第3の1の規定にかかわらず、市町村道の整備に係る交付申請については、「補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うことについて」（平成12年4月13日付け建設省告示第1171号）によるものとし、都道府県知事は交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請の目的、内容及び当該申請に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、当該交付申請書に必要な書類を添えて、地方支分局等に進達するものとする。

第4 変更交付申請

要綱第10の変更交付申請書の様式は、別紙2のとおりとする。第3の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第5 申請の取下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、別紙3のとおりとする。第3の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第6 遂行状況報告

要綱第12の遂行状況報告書の様式は、別紙4のとおりとする。第3の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第7 実績報告

要綱第13に定める実績報告の様式は別紙5及び別紙6のとおりとする。第3の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第8 事業の適正な実施

- 1 第2の規定により都道府県を交付金の交付先とした場合であって、市町村長が要綱第6の2に規定する事業の進捗率の変更、又は要綱第6の3に規定する交付金の他の施設への充当を行おうとするときには、当該都道府県知事に対し事前にその内容等を報告し、事業の適正な実施に努めなければならない。
- 2 都道府県知事は、要綱第6の3に規定する交付金の他の施設への充当等、事業の適正な実施を図るため、要綱第9及び要綱第10に定める申請、要綱第12及び要綱第13に

定める報告並びに第3に定める進達を行うときは、別紙7を作成し添付するものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 道整備交付金交付要領（平成17年4月22日付け17農振第8号農林水産省農村振興局長、17林整第10号林野庁長官及び国道総第54号国土交通省道路局長通知。以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、平成27年以前の予算に係る旧要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第13条第2項第1号に基づく道整備交付金についても、（2のただし書に規定するものを除く。）第1に規定する交付金として本要領に基づき交付するものとする。

(別紙1 交付申請書)

平成 年度 地方創生道整備推進交付金交付申請書

番 号
年、月 日

所管大臣(地方支分局等の長) あて

氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり地方創生道整備推進交付金に係る事業を実施したいので、交付金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算

- 注) 1 「事業内容及び経費の配分」については、様式Ⅰによること
2 「収支予算」については、様式Ⅱによること
3 都道府県が、市町村道に係る指導監督事務費を申請する場合も本様式を使用すること
4 設計書等を添付すること

(別紙2 変更交付申請書)

平成 年度 地方創生道整備推進交付金変更交付申請書

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分局等の長)あて

氏 名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった地方創生道整備推進交付金の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び経費の配分を変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請する。

注) 上記「関係書類」については、交付金が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照できるよう、様式Ⅰ及び様式Ⅱにより二段書き(上段に変更前、下段に変更後を記載)したものであること

(別紙3 申請取下書)

平成 年度 地方創生道整備推進交付金申請取下書

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分局等の長) あて

氏 名 印

平成 年 月 日付 第 号で交付の申請を行った地方創生道整備推進交付金の実施について、その申請を取り下げたく、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 申請を行った年月日
- 2 申請を取り下げる事由

注) 交付申請書の写しを添付すること

(別紙4 遂行状況報告書)

平成 年度 地方創生道整備推進交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分局等の長) あて

氏 名

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知にあった地方創生道整備推進交付金について、 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注) 遂行状況報告は、別紙様式Ⅲによること

(別紙5 実績報告書)

平成 年度 地方創生道整備推進交付金実績報告書

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分局等の長)あて

氏 名

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知にあった地方創生道整備推進交付金の実施について、その実績を下記のとおり、関係書類を添えて報告する。

なお、あわせて精算額 円の交付を請求する。(※概算払いの場合は、左の記述は不要)

記

- 1 交付金の実績
- 2 収支精算

注) 交付金の成績及び収支精算の記載は、様式IV及びVによること

(別紙6 年度終了実績報告書)

平成 年度 地方創生道整備推進交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分局等の長)あて

氏 名

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知にあった地方創生道整備推進交付金の実施について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により、平成 年度における実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1 年度内に終了した事業の実績

- 注) 1. 繰越しを行わない場合は、報告する必要はない。
2. 年度内に終了した事業の実績の記載は、様式VIによること

(1) 交付金申請額 (円)

区分	交付金申請額
工事費 (a)	
うち引上額	
指導監督交付金 (b)	
合計 (a) + (b)	

- 注) 1. 「工事費」とは、要綱第8に規定する工事費をいう。
 2. 「引上額」とは要綱第7の規定により、負担特例法に準じて国の負担額の引上げを行った額をいう。

(2) 交付金申請額内訳 (円)

① 工事費

地域再生計画の名称	路線名	事業箇所 (市町村名)	事業主体	事業内容		工事費等の経費内訳			計画期間等		
				延長 (m)	幅員 (m)	交付金	都道府県	市町村等	合計	完了予定年月日	再生計画の定める事業期間
			計								
			計								
			計								
			合 計								

注) 1. 「交付金」の欄の合計と、表(1)の「工事費」の交付金申請額とを一致させること。

② 指導監督交付金

(円)

	経費内訳			備 考
	交付金	都道府県	市町村等 合計	

注) 市町村道に係るものについては、都道府県及び市町村等の欄を記載する必要はない。

(様式Ⅱ)

平成 年度 地方創生活道整備推進交付金の収支予算書

(1) 収入 (円)

交付金	予 算 額		備 考
	都道府県負担金	市町村負担金 その他	

(2) 支出

区 分	予算額	備 考
工事費 (a)		
指導監督交付金 (b)		
合計 (a)+(b)		

注) 1. 表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。
 2. 内訳については必要に応じ、工事設計書を添付し、明らかにすること。

平成 年度 地方創生道整備推進交付金の収支精算書

(1) 収入

交付金	予 算 額			精算額	差引増▲減額	備 考
	都道府県負担金	市町村負担金	その他			

(2) 支出

区 分	予算額	精算額	差引増▲減額	備 考
工事費 (a)				
指導監督交付金 (b)				
合計 (a)+(b)				

注) 表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。

(3) 交付金精算

	交付金決定額	精算交付金総額	既受領交付金総額	差引交付金 未受領(返還)額	備 考
工事費(a)					
指導監督交付金(b)					
合計(a)+(b)					

(様式VI)

平成 年度 地方創生道整備推進交付金年度終了実績報告書

(円)

地域再生計画の名称	路線名	事業箇所 (市町村)	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越分		竣工予定年月日	備考
			事業費	交付金	事業費	交付金	事業費	交付金		

- 注) 1. 本表は事業年度ごとに別表とすること。
 2. 翌年度繰越額欄は、確定した繰越額欄をもって記載すること。
 3. 翌々年度へ繰越が行われた場合は、年度内遂行実績欄は、
 { (当初年度執行分) } の2段書きとする。翌年度繰越額欄は、
 { (翌々年度繰越分) } とする。

平成 年度 地方創生道整備推進交付金総括表

(1) 交付決定省庁別総括表

(単位：円)

交付決定 省庁	地域創生 利便の名称	路線名	事業主体	当 該 年 度				前年度までの執行事業				累 計				備 考
				事業内容		事業費 a	交付金 b	国費率 b/a	事業費 c	交付金 d	事業費 e	交付金 f	事業費 g	交付金 h	国費率 h/g	
				区分	延長 (m)											
農林水産省 (農村振興局)				計												
農林水産省 (林野庁)				計												
国土交通省 (道路局)				計												

注) 1. 「事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費について記入すること。

2. 「交付金」の欄には、要綱第8に規定する指導監督交付金を除いた額を記入すること。

3. 要綱第6の3により、交付金を他施設へ充当した場合は、表継続報告時に() 書きとして明らかにすること。

4. 当該年度及び累計の「国費率」の欄が、100%を超えないこと。

(2) 路線別総括表

地域再生 計画の名称	路線名	交付決定 省	前年度までの執行事業			当該年度			累 計				全体計画			事業期間	備 考
			事業費 a	交付金		事業費 d	交付金 引上額 f	国費率 e/d	事業費 R=atd	交付金 引上額 I=ctf	国費率 h/g	国の負 担割合 k	総事業費 J	交付 総額 J×k	事 業 進 捗 率 r/j		
				前年度 交付額 b	引上額 c												
		農林水産省 (農村振興局)															
		農林水産省 (林 野 庁)															
		国土交通省 (運 路 局)															
		計															
		農林水産省 (農村振興局)															
		農林水産省 (林 野 庁)															
		国土交通省 (運 路 局)															
		計															

(単位：円)

注) 1. 「事業費」の欄には、要綱第8に規定する工事費について記入すること。

2. 「交付金」の欄には、要綱第8に規定する指導監督交付金を除いた額を記入すること。

3. 当該年度及び累計の「国費率」の欄が100%を超えないこと。

4. 事業期間の最終年度にあっては、路線ごとの累計の欄の「国費率 (h/e)」と全体計画の欄の「国の負担割合」の欄が一致していること。

事 務 連 絡

平成 28 年 5 月 2 日

岐阜県農政部農地整備課 政井技術主査様

東海農政局農村振興部

農地整備課 大岩

地方創生道整備推進交付金交付要綱及び交付要領について

地方再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条第 1 項の交付金について、地方創生道整備推進交付金交付要綱及び交付要領が策定されましたので、公文を郵送いたします。

なお、管内市町村に対して本交付要綱・要領を周知頂けますようお願いいたします。

